

八街市次世代育成支援行動計画【後期】(案)に

皆さんのご意見を

市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地域全体で子育てを支援していくため「八街市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てに関する施策を推進してきました。

この中の平成17年度から5年間の前期行動計画が目標年次に達することから、平成22年度から5年間の後期行動計画の策定を進めています。

そこで、市の子育て支援のまちづくりの将来像とその実現に向けて、平成22年度から5年間で取り組むべき施策の内容を具体的に定める後期行動計画(案)について、市民の皆さんから広くご意見をお伺いするため、市ではパブリックコメント手続きを実施します。

この八街市次世代育成支援行動計画【後期】(案)は、昨年度に行った子育てに関するニーズ調査などで市民の皆さんからいただいたご意見をもとに作成したものです。

パブリックコメント手続きとは

市が重要な施策などを立案する際に、その案と関連資料などを広く市民の皆さんに公表し、そのことについてご意見をいただくとともに、いただいたご意見を案にいかせるかどうかを検討し、その見解を公表するものです。

意見を募集する内容

八街市次世代育成支援行動計画【後期】(案)

募集期間

2月2日～15日

閲覧場所

市役所児童家庭課

市中央公民館

市ホームページ

応募資格

市内に在住、在勤または

在学の方

市内に事務所・事業所がある方

意見の提出方法

意見提出様式にご記入の上、市役所児童家庭課へ直接提出、または郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。

郵送先

〒289-1192

八街市八街35番地29
八街市役所市民部児童家庭課

※封筒表面に「八街市次世代育成支援行動計画【後期】(案)に対する意見」、裏面に提出される方の住所、氏名を記入してください。

TEL 443-1742
FAX 443-1742
電子メール
jidou_katei@city.yachimata.jp

○いただいたご意見に対し、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

○ご意見の概要や市の考え方を、ホームページなどで公表する予定です。

(類似する意見は集約することがあります。)

詳しくは、市役所児童家庭課 ☎ 443-1693 へ。

庭課 ☎ 443-1693 へ。

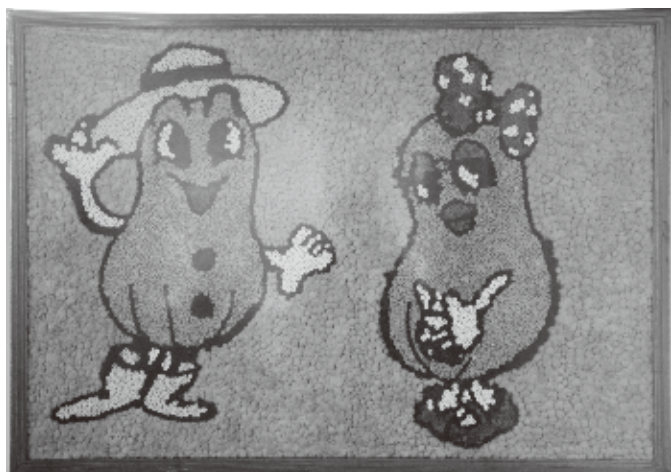
長谷川病院デイケアセンターから「ピーちゃんナツちゃん」の作品が寄贈されました

この作品は、長谷川病院デイケアセンターを利用している方たちが制作しました。

台紙に着色した紙を貼り付けて絵柄を作っていくもので、この作業過程が手や指先のリハビリになっているそうです。

作品は、市役所2階の企画課前に展示しています。

詳しくは、市役所企画課 ☎ 443-1114 へ。



【90cm×130cm】

地域の安心・安全を守ります 八街市消防団員を募集

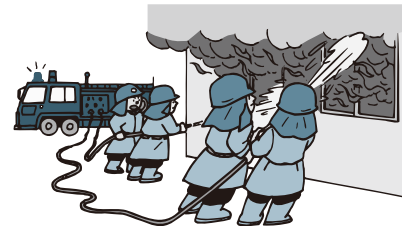
消防団では市内に居住されている18歳以上の元気のある方をお待ちしております。

現在、当市では25分団、502人の消防団員が、それぞれ別に仕事を持ちながら、市内で火災や風水害などが発生するといち早く駆けつけて、地域を守るために活躍しています。消防団員は八街市消防団長から委嘱された非常勤公務員であり、消防団は地域の皆さんから頼られる団体です。

消防団の主な仕事は、火災から地域の皆さんを守ることですが、そのほかにも台風や地震などの自然災害に対する防災活動、年間を通しての火災予防等の広報活動など地域に密着、精通している消防団の活動は幅広いものです。また、本市の消防団は、全国消防操法大会で優勝するなど数々の優秀な成績を残し、技術的にも装備的にも優れた伝統のある消防団です。

ぜひ、あなたも「自分たちの地域は自分たちで守る」という消防理念のもと、地元消防団に入りませんか。消防に興味がある方、我こそは！という方は、ご連絡をお待ちしております。

申し込みなど詳しくは、市役所防災課 ☎ 443-1119 へ。



国民健康保険に加入している方は確定申告を

国民健康保険に加入している方は、前年中の所得の有無にかかわらず、必ず市県民税または所得税の申告をしてください。

国民健康保険税は所得の

低い世帯でも課税するため、申告をされないといと正しく保費を算定することができません。

また、一定の所得以下の世帯は軽減制度が適用され、この軽減制度を受けることができない場合があり、詳しくは、市役所国保年金課 ☎ 443-1139 へ。

介護保険料の確認書を発行します

確定申告のとき、介護保険料については社会保険料控除を受けることができず、万一、領収書を紛失されるなど、控除する金額を

確認することができない方は、確認書を発行していただきますので、身分確認のできるもの(運転免許証、保険証など)をお持ちのうえ、窓

口へお越しください。詳しくは、市役所介護保険課 ☎ 443-1491 へ。

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の方で要介護認定を受けている方については、次の条件に該当する場合、障害者控除対象者認定書の交付を受けることによ

り確定申告や市・県民税の申告をする際、障害者控除の対象者となる場合があります。

① 要介護状態区分が要介護1から要介護5に認定されている方

② 該当年において認定の有効期間がある方(12月31日まで有効期間がある方)

③ 各種障害者手帳をお持ちでない方

※各種障害者手帳をお持ちの方は、その手帳により控除を受けてください。ただし、上記条件を満たしていても、その方の状態区分により非該当となる場合がありますので、注意し

てくださいます。また、その方個人の障害状態により審査しますので、該当・非該当についての電話でのお問い合わせはお受けできません。

詳しくは、市役所介護保険課 ☎ 443-1491 へ。

八街市議会3月定例会のお知らせ

八街市議会3月定例会は、2月22日(月)から3月19日(金)までの日程で行われる予定です。

○一般質問日程

2月25日(木)・26日(金)・3月1日(月) 午前10時
詳しくは、市議会事務局 ☎ 443-1482 へ。